

若者のための

消費者トラブル

～これだけは知っておこう～

対処法



おかしいと思ったら
消費生活センターに
相談を!



契約ってなあ～に?

あなたが購入の申し込みをして、事業者が受諾すれば契約が成立します。
 一般に必ずしも契約書は必要ではありません。契約が成立したらそれを守る義務が生じます。
 契約を取り消すには、原則として双方が同意する必要があります。
 ただし、一部の取引ではクーリング・オフで無条件に取り消すことができます。

トラブルに遭わないために



- 断るときは、キッパリ「いりません」
曖昧な言い方ですと、事業者に断る意思が伝わらず、しつこい勧誘を招くことになりかねません。
- 契約を迫られたら、その場で決めない
いったん結んだ契約は、容易にやめることは出来ません。高額な契約は、いったん持ち帰って周囲の人に相談してみましよう。
- 契約する前に!名称などを確認して
事業者の名称、所在地はもちろん、複数の連絡手段や支払手段が用意されているか確認しましょう。メールだけや銀行振り込みだけの場合はトラブルになることが多いようです。

◆困ったときは、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

消費者ホットライン

★お住まいの地域の消費生活センターや消費生活相談窓口につながります。

TEL (局番なし) **188** (イヤヤ)

※通話料金が発生します。相談は無料です。

岡山県消費生活センター



TEL 086-226-0999 (相談時間) 火～日 9:00～16:30

※祝日・年末年始はお休みです。

岡山県消費生活センター・津山分室

TEL 0868-23-1247 (相談時間) 月～金 9:00～12:00 13:00～16:30

※祝日・年末年始はお休みです。

岡山県消費生活センター

騙されてない?

「すぐに稼げます」

簡単に収入が得られるはずが!

難しい情報で実際は収入が得られない

「教材を手に入れて勉強すれば簡単に稼げる」とSNSで知り合った友人から情報商材を紹介され、購入するために指示されるまま消費者金融3社から借金をして契約した。商材には短い動画が収録されており、専門用語ばかりで理解が難しく、稼げないので解約したい。既に今月の借金返済が出来そうにない。

簡単に稼げるといった広告や話を安易に信用しない



簡単にもうかるよ

儲かる話があるとさそわれて...

友人を失い、残ったのは借金だけ

友人に誘われて資産形成セミナーに参加した。後日カフェで友人と別の人から説明を聞いた。海外の口座への投資を勧められ、お金がないと断ったがすぐ返せるので消費者金融で借りればよいと言われ、会社員と偽ってお金を借りた。人を勧誘すると報酬がもらえると聞いていたが、簡単には儲からない。



友人からの勧誘も勇気を出してキッパリ断りましょう



お金がもらえる!?

ちょっとした小遣稼ぎのつもりが...

ポイント購入に20万円も使ってしまう

スマホで「悩みがある人の相談に乗るとお小遣いがもらえる」という広告を見つけ登録した。メールで男性とやり取りした後、お礼をもらうための連絡先の交換を行うため、ポイントの購入が必要となり、結局20万円も使ったが、お礼は受取れない。

ネットは悪意のある人も利用していることを自覚し、注意を



登録料を払え

ワンクリックが高額請求に!

解約するため電話をかけたら高額な解約料を請求され...

ネットで無料動画を検索中に間違えてアダルトサイトに登録になった。解約するために、電話をかけたら35万円払うよう言われたので、「契約したつもりがない」というと罵倒され一方的に電話を切られた。

身に覚えのない請求は、相手からの連絡は一切無視しましょう



一人で悩まずまず相談を!



電気代が安くなる?

書類に名前等を書いたら

いつの間にか、電力会社が変わっていた

アパートを訪れた業者から「電気代が安くなるのでメーターを交換する」と書類に名前や検針票の内容を書いて渡したら、電力会社に変更され、電気代も安くなっていないので、解約したい。

電力の勧誘を受けた時は内容をよく確認し、必要なければ断りましょう



よ〜く確認!

お試し100円?

100円のはずが...

2回目が届き、4万円の請求が...

スマホで初回100円モニター価格で購入できるダイエットサプリを見つけ1回だけのつもりで購入し、コンビニで支払った。1ヶ月後に2回目の商品と4万円の請求書が届いた。解約したいがどうすればよいか。



商品を購入する前に、契約内容をしっかり確認



返品できないの?

クーリング・オフはできません!

通信販売は事業者の規約に従う クーリング・オフは出来ません

ネット通販で靴を購入した。サイズが小さかったので交換を希望したが、合うサイズがなく「返品は出来ない」と言われた。注文前に「返品できない」との表示は目に入らなかった。クーリング・オフをしたい。

通信販売では、返品・交換など条件を確認しましょう



商品が届かない

ネットでお得に買えたはずが...

商品が届かず、連絡も取れない...

SNSの広告で見つけた格安のブランドの洋服を注文し、代金を支払った。お店からの受付メールが届かないし、電話をかけてもつながらない。調べてみると住所は書かれていなかった。騙されたようだ。どうすればよいか。



注文時に事業者の情報や評判をよく確認! 極端に安い、銀行振り込み先が個人口座のみなどは注意!

